二　特定生産性向上設備等投資計画に基づき取得等をする設備の取得価額の合計額が三十五億円（中小企業者等が策定した特定生産性向上設備等投資計画にあっては、五億円）以上であること。

三　第一号の設備が、第六条の二第一項の確認を受けてから五年以内（前条第三項の規定による変更の確認を受けようとするものにあっては、当該変更の確認を受けてから五年以内）に取得等をされ、及び事業の用に供されるものであること。

四　特定生産性向上設備等投資計画の策定の決議又は決定が取締役会その他これに準ずる機関により行われたものであること。

五　前号の特定生産性向上設備等投資計画の策定の決議又は決定が、経済産業大臣が定める日以後にされたものであること（特定生産性向上設備等投資計画が同日前に策定の決議又は決定（取締役会その他これに準ずる機関により行われたものに限る。）がされた投資計画を変更したものである場合には、その変更の決議又は決定（取締役会その他これに準ずる機関により行われたものに限る。）が同日以後にされたものであることその他経済産業大臣が定める基準に適合するものであること。）。

六　第一号の設備が、次のいずれにも該当しないものであること。

イ　試験研究の用に供するもの

ロ　貸付の用に供するもの

ハ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供するもの

（確認の取消し）

第六条の五　経済産業大臣は、法第二条第二十項の確認を受けた事業者が当該確認に係る特定生産性向上設備等投資計画の目的を変更したとき又は当該確認を受けた事業者の責めに帰すべき事由により取得等をした特定生産性向上設備等が前条各号に掲げる基準に適合しないこととなったときは、当該確認を取り消すことができる。

（新設）

2　経済産業大臣は、前項の規定により法第二条第二十項の確認を取り消す場合においては、その旨及びその理由を記載した様式第七による書面を当該確認が取り消される者に交付するものとする。

（生産性の向上に資する設備等の導入の状況に関する調査）

第六条の六　経済産業大臣は、法第百四十五条の二の規定に基づき、毎年度、次に掲げる事項について調査を行うことができる。

一　特定生産性向上設備等導入事業者（特定生産性向上設備等の導入を行う事業者をいう。次条において同じ。）による特定生産性向上設備等の導入の状況に関する事項

二　特定生産性向上設備等投資計画に基づく投資による投資利益率の状況その他の特定生産性向上設備等投資計画の実施の状況に関する事項

2　経済産業大臣は、前項の調査を行った場合には、必要に応じて同項各号に掲げる事項について評価を行い、その結果を公表するものとする。

（特定生産性向上設備等の導入の状況に関する事項の証明の申請）

第六条の七　特定生産性向上設備等導入事業者は、前条第一項第一号に掲げる特定生産性向上設備等の導入の状況について、導入をした特定生産性向上設備等が、第六条の四各号のいずれにも該当すること及び当該特定生産性向上設備等に係る特定生産性向上設備等投資計画に従って導入されたものであることについて、経済産業大臣の証明を受けることができる。

（新設）

2　前項の証明を受けようとする者は、様式第八による申請書及び証明を受けようとする特定生産性向上設備等に係る第六条の二第一項の確認書の写し（第六条の三第三項